

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等規則の一部を改正する規則

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等規則（平成27年北上市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第1（第2条関係） 法第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表						別表第1（第2条関係） 法第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表					
各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）		各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
[略]						[略]					
C1	市町村 民税所得割の額の区分が右	均等割の額 のみの世帯 (所得割の額のない世帯)	ひとり親世帯等	<u>3,900</u>	<u>3,900</u>	C1	市町村 民税所得割の額の区分が右	均等割の額 のみの世帯 (所得割の額のない世帯)	ひとり親世帯等	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>
			上記以外	<u>9,000</u>	<u>8,900</u>				上記以外	<u>4,500</u>	<u>4,400</u>
C2	欄の区分に該当する世帯	30,000円未満	ひとり親世帯等	<u>5,800</u>	<u>5,800</u>	C2	欄の区分に該当する世帯	30,000円未満	ひとり親世帯等	<u>2,900</u>	<u>2,900</u>
			上記以外	<u>13,000</u>	<u>12,800</u>				上記以外	<u>6,500</u>	<u>6,400</u>
C3	当する世帯	30,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	<u>7,300</u>	<u>7,300</u>	C3	当する世帯	30,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>
			上記以外	<u>16,000</u>	<u>15,800</u>				上記以外	<u>8,000</u>	<u>7,900</u>

D 1	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	D 1	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>
		上記以外	<u>18,000</u>	<u>17,700</u>			上記以外	<u>9,000</u>	<u>8,800</u>
D 2	57,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	<u>8,500</u>	<u>8,500</u>	D 2	57,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>
		上記以外	<u>21,000</u>	<u>20,700</u>			上記以外	<u>10,500</u>	<u>10,300</u>
D 3	77,101 円以上 83,800 円未満	ひとり親世帯等	<u>11,500</u>	<u>11,350</u>	D 3	77,101 円以上 83,800 円未満	ひとり親世帯等	<u>5,700</u>	<u>5,600</u>
		上記以外	<u>23,000</u>	<u>22,700</u>			上記以外	<u>11,500</u>	<u>11,300</u>
D 4	83,800 円以上 97,000 円未満	ひとり親世帯等	<u>13,500</u>	<u>13,300</u>	D 4	83,800 円以上 97,000 円未満	ひとり親世帯等	<u>6,700</u>	<u>6,600</u>
		上記以外	<u>27,000</u>	<u>26,600</u>			上記以外	<u>13,500</u>	<u>13,300</u>
D 5	97,000 円以上 122,200 円未満	ひとり親世帯等	<u>15,000</u>	<u>14,750</u>	D 5	97,000 円以上 122,200 円未満	ひとり親世帯等	<u>7,500</u>	<u>7,300</u>
		上記以外	<u>30,000</u>	<u>29,500</u>			上記以外	<u>15,000</u>	<u>14,700</u>
D 6	122,200 円以上 146,100 円未満	ひとり親世帯等	<u>17,500</u>	<u>17,250</u>	D 6	122,200 円以上 146,100 円未満	ひとり親世帯等	<u>8,700</u>	<u>8,600</u>
		上記以外	<u>35,000</u>	<u>34,500</u>			上記以外	<u>17,500</u>	<u>17,200</u>
D 7	146,100 円以上 169,000 円未満	ひとり親世帯等	<u>20,000</u>	<u>19,700</u>	D 7	146,100 円以上 169,000 円未満	ひとり親世帯等	<u>10,000</u>	<u>9,800</u>
		上記以外	<u>40,000</u>	<u>39,400</u>			上記以外	<u>20,000</u>	<u>19,700</u>

D8	169,000 円以上 198,700 円未満	<u>44,000</u>	<u>43,300</u>	D8	169,000 円以上 198,700 円未満	<u>22,000</u>	<u>21,600</u>
D9	198,700 円以上 256,400 円未満	<u>51,000</u>	<u>50,200</u>	D9	198,700 円以上 256,400 円未満	<u>25,500</u>	<u>25,100</u>
D10	256,400 円以上 301,000 円未満	<u>57,000</u>	<u>56,100</u>	D10	256,400 円以上 301,000 円未満	<u>28,500</u>	<u>28,000</u>
D11	301,000 円以上 397,000 円未満	<u>63,000</u>	<u>62,000</u>	D11	301,000 円以上 397,000 円未満	<u>31,500</u>	<u>31,000</u>
D12	397,000 円以上	<u>66,000</u>	<u>64,900</u>	D12	397,000 円以上	<u>33,000</u>	<u>32,400</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。